

2017年10月IFRS-AC会議出席報告

みずほ証券 市場情報戦略部 上級研究員

IFRS 諮問会議・副議長

熊谷 五郎

I. はじめに

2017年10月17日～18日の日程で、ロンドンにおいてIFRS財団・IFRS諮問会議(IFRS-Advisory Council、以下「IFRS-AC会議」という。)が開催された。

IFRS-AC会議は、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, 以下「IASB」という。)、IFRS財団に対して、戦略的な事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議である。従来は年3回、ロンドンで開催されてきたが、本2017年は4月、10月の年2回開催へ開催回数が減ることになった。現在は、議長1名、副議長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

今回のIFRS-AC会議の議事一覧を図表に示す。

図表 2017年10月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧¹

番号	日	時	議 事
	10/17	9:15 - 9:45	開会・IFRS-AC議長によるプレビュー
1	同	9:45 - 10:30	会計・企業報告へのテクノロジーの影響 ・ 10X Future Technologies 創業者 Antony Jenkins 氏
		10:45 - 12:15	・ 分科会
		14:00 - 14:45	・ パネル・ディスカッション
2	同	12:15 - 12:45	IFRS-ACメンバー組織活動報告(パーゼル銀行監督委員会)
3	同	14:45 - 15:45	IASB および IFRS 財団活動報告
4	同	16:00 - 16:30	IFRS 財団トラスティー活動報告
5	同	16:30 - 17:15	より良いコミュニケーション
6	10/18	8:45 - 9:30	【非公開】トラスティーによる「レピュテーション調査」 ・ 調査結果フィードバック
		9:30 - 10:30	・ 分科会
		13:15 - 14:00	・ パネル・ディスカッション
7	同	10:45 - 11:30	IFRS 第 17 号「保険契約」・概要と主な改善点
8	同	11:30 - 12:00	IFRS 第 17 号「保険契約」・移行リソース・グループの設置について
	同	12:00 - 12:15	まとめ・閉会

出所：IFRS財団よりみずほ証券市場情報戦略部

¹ IFRS財団ウェブサイトIFRS-Advisory Councilのページで、資料の閲覧と録音の視聴が可能である。

日本選出の IFRS-AC 委員(以下 AC 委員)は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社執行役員・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の 2 名である。また、金融庁より総務企画局企業開示課・課長補佐・名取裕之氏がオブザーバーとして出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長 (2 名のうちの 1 名) を務めている。

以下、その議論の概要を報告する。

II. 2017 年 10 月開催 IFRS 諮問会議・議事概要

1. 会計・企業報告へのテクノロジーの影響

本セッションでは、まず元パークレイズグループの CEO アントニー・ジェンキンズ氏より、テクノロジーの進歩の会計・企業報告および IFRS 財団の将来に及ぼす影響についての洞察を聞いた。ジェンキンズ氏は、巨大金融機関パークレイズの CEO を蹴って、10×フューチャー・テクノロジーズを創業し、ビットコインやフィンテックの発展に深く関わっている。

同氏のプレゼンテーションを聞いた後で、AC 委員は分科会に分かれ、以下の 4 つの視点に沿って、テクノロジーの影響を議論した。

1. ビッグ・データ利用の普及に伴い、財務報告はどのような影響を受けるか。
2. 市場参加者はオープン・アクセシビリティに対して、いかに対応すべきか。
3. 自動化によって、情報のサプライチェーンはどのような影響を受けるか。
4. リスクやテクノロジーの変化によって、会計基準設定は影響を受けるか。

技術革新の「ツナミ」が、会計基準や財務報告、IFRS 財団の将来に大きな影響を及ぼすことについて、異論はなかった。技術革新の波は何らかの影響を持ち、現状維持はあり得ない。しかし、そのような環境変化があるとしても、財務報告や原則主義の会計基準、IFRS 財団が将来にわたって何らかの明確な役割を担うことに異論はなかった。しかし、どのような役割を担うかについては、コンセンサスがなかった。今後、利用者、作成者、監査人などの利害関係者は、ビッグ・データをリアル・タイム環境で取り扱う際に、体系化されていない大量のデータや作成者が下した判断をどう処理するかが、課題になるとの指摘があった。

また、IFRS 財団に対しては、各委員から様々なアドバイスがなされた。財団として有望なテクノロジーを識別し、このようなテクノロジーのツナミに適切に対応していくことの必要性などが強調された。一方、こうした技術進歩を注視していく必要性を皆が認めるものの、IASB にそのリソースがあるかという点については、否定的な見方もあった。

2. IFRS-AC メンバー組織活動報告(バーゼル銀行監督委員会)

本セッションは、各 AC 委員の代表する組織について、相互理解を深めるために毎回開かれている。バーゼル銀行監督委員会も IFRS-AC のメンバー組織であり、同委員会のウィリアム・コーエン事務局長が AC 委員を務めている。IASB とバーゼル銀行監督委員会は 2017 年 9 月に、長期的な金融安定と市場規律の強化を目指して、情報共有等の協力関係を深めていくことに関して合意文書 (Memorandum of Understandings、以下 MoU) を締結している。

今回は AC 委員のコーエン事務局長がスケジュールの都合で欠席したために、対木寿夫副

事務局長²より、会計基準と自己資本規制の相互作用、IASB とバーゼル委員会の関係、およびグローバル金融危機後の金融規制改革について情報共有が行われた。バーゼルⅢと重要な関わりを持つのは、IFRS 第 9 号「金融商品」のうち、償却原価で測定される金融商品の減損モデルとして導入予定の「期待信用損失(Expected Credit Loss、ECL)モデル」である。

IFRS-AC として、IASB とバーゼル委員会の両者が MoU に基づき情報共有、関係強化を図ることへの支持が示された。また、質疑応答のセッションでは、まず筆者から「IFRS の ECL モデルと米国基準の減損モデル³では、減損の認識＝引当金計上のタイミングが異なる。そのため、IFRS 採用銀行と米国基準採用銀行では、資産の質が実質的に同じでも引当タイミングや残高が異なるため、資産の質に差があるように見える。不良資産の処理状況にも差が生じるため、市場参加者に誤解を与える可能性がある。これはグローバル金融システムの安定性上の懸念材料であり、バーゼル委員会として規制上の調整措置は考えているのか。」という質問をした。対木氏の回答は「非常に微妙な問題であり、各国によって事情は異なる。バーゼル委員会としては、IFRS の ECL モデルとバーゼル規制の整合性の確保を重視しているが、各国それぞれの事情にも留意している。直接的な回答にはならないが、頂いた質問はバーゼル委員会がいかに困難な課題に直面しているかを示しているということで、ご理解願いたい。」との回答があった。

また、金融機関を代表する委員からは、「ECL モデルは金融危機の初期段階で金融商品の多額の減損を計上する結果、むしろ危機を悪化させるプロシクリカルな性質を持つのではないか。」との指摘があった。この指摘に対して、ハンス・フーガーフォースト IASB 議長より「ECL モデルはむしろ予防的な引当を金融機関に促すものであり、結果として金融システムの安定に資すると考える。」との回答があった。

3. IASB および IFRS 財団活動報告

ハンス・フーガーフォースト IASB 議長および IFRS 財団スタッフより、過去半年間の活動報告があった。最大の成果として、IFRS 第 17 号「保険契約」の最終基準化が挙げられていた。また、同議長より IMF の Global Financial Stability Report 最新号でも、グローバル金融システムの安定性から、IFRS 第 17 号の重要性が強調されていることが紹介された。

また、非財務情報の重要性の高まりに関して、同議長から「サステナビリティ等の非財務情報に関する基準設定で、IASB が主導的な役割を演じるつもりはない。財務情報と非財務情報の関連性が高まっており、『経営者の説明 (Management Commentary、以下 MC) に関する実務記述書』の改訂を検討している。」との発言があった。

また、IASB スタッフは概念フレームワーク及び基準開発活動、リサーチ・パイプライン、新基準の導入サポート、適用後レビュー等の現況について説明した。

IASB は会計基準の効率化を目指して、ここ数年、基準開発に入る事前段階のリサーチ活動を充実させてきたが、IASB による基準開発の適時性に関しては外部の利害関係者からの批判も多い。そのため、リサーチ・パイプラインに係わるスケジュール管理について、AC 委員より提言がなされていた。

また、石原委員から、「日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会 (ASBJ) から、

² 対木氏は、日本銀行よりバーゼル銀行監督委員会に副事務局長として出向中である。

³ IFRS の減損モデルが ECL モデルと言われるのに対して、米国基準のモデルは Current Expected Credit Loss (CECL) モデルと呼ばれる。損失予想に基づくフォワード・ルッキングな引当を促すという意味では両者共通しているが、ECL モデルが正常債権と不良債権を明確に区別するのに対して、CECL は正常債権と不良債権を連続的に取り扱う点、前者が貸出実行日初日には引当金を計上しないのに対して、後者は計上するといった点が異なる。

のれんの減損に加えて償却も選択肢として認めることが提案されていると思うが、IASBとしてもこの提案を真剣に検討して頂きたい。」とのコメントがあった。これに対して IASB 幹部スタッフより、「本件は IASB の議題に入っている。」との回答があった。

4. IFRS 財団トラスティー活動報告

ミッシェル・プラダ IFRS 財団トラスティー議長は所用で出席できないため、代理としてカラム・マッカーシー氏からトラスティー活動の報告があった。

Brexit に関して、現時点では不確定要素が多いが、英国外からの人材採用、IFRS 財団への拠出金の英国と EU 間の分担、Brexit 後の英国における IFRS エンドースメントプロセスなどについて、IFRS 財団として将来的な課題となり得るという認識が示された。また、Brexit の動向にも関係するが、IFRS 財団・IASB 本部の移転問題もトラスティーにとって重要な課題となっている。

次に、2107 年 12 月末で退任予定のミッシェル・プラダ議長の後任問題も重要議題であり、モニタリング・ボードと相談しながら、慎重に後任の人選を進めていることが報告された。また、議長人事に合わせて、先に退任したヤエル・アルモグ事務局長の後任の人選も進めていることが報告された。

また、IFRS 財団スタッフより、デュー・プロセス監視委員会（Due Process Oversight Committee）として、IFRS 第 17 号「保険契約」の導入プロセスに注視していること、基準開発・導入・適用後レビュー等の手続を定めるデュープロセス・ハンドブックの見直しを進める予定であることが報告された。

5. より良いコミュニケーション

IASB スタッフより、2017 年 10 月に発行された「財務報告におけるより良いコミュニケーション」というレポートについて報告があった。同レポートの目的は、「開示原則」ディスカッション・ペーパー（Discussion Paper、以下 DP）に示された「効果的なコミュニケーションの原則」⁴について、具体的な適用事例を示して財務報告の改善を企業に促すことである。このレポートが作成されたきっかけは、4 月の IFRS-AC 会議における「IASB は効果的なコミュニケーション原則の具体的な適用事例を示すべきだ。」という提言を、踏まえたものとの説明があった。

多くの AC 委員から、具体的な事例は「効果的なコミュニケーション原則」の適用効果を具体的にイメージするのに役立つと好意的な意見が寄せられた。ただし、少数ながら一部の AC 委員から「6 つの事例だけで、『少しの改善が大きな効果を生む』と言い切るには、無理がある。この 7 原則をどのように普及させていくかに関しては、学術研究を利用する余地があると思う。」とのやや懐疑的な意見もあった。

また、IASB スタッフのプレゼンテーションを受けて、同レポートに対する認知度の向上をいかに図るかに関して議論された。「各委員が代表する組織のウェブサイトで、本レポートを紹介してはどうか。」「各国毎に効果的なコミュニケーションに関する指導員を養成してはどうか。」「7 原則は常識的なものであり、作成者の姿勢の問題。ピア・プレッシャーを利

⁴ ①企業固有の情報であること、②簡潔で直接的な記述、③重要な情報を際立たせる構成、④開示された情報同士の適切な関連付け、⑤開示される情報に適切な様式、⑥不必要な重複がないこと、⑦企業間、時系列で見ても比較可能であることの 7 原則からなる。

用するのが有効。」「レポート形式でなくてよいので、もっと具体例を収集してウェブサイトで公開してはどうか。」などの意見が聞かれた。

この論点について、筆者からは「コミュニケーションの改善に関しては、投資家からのサポートは非常に重要である。投資家のレポート認知度を上げるため、様々な地域の投資家とアウトリーチをしてはどうか。投資家がこのレポートに示された開示例を支持すれば、企業に効果的なコミュニケーションとして投資家から紹介できる。また、このレポートには6つの例しか記載されていないが、各国の投資家が良いコミュニケーションと考える実例を収集できれば、コミュニケーションに係わるベストプラクティスをグローバルに確立していくのに資すると思う。」との意見を述べた。

6. 【非公開】トラスティーによる「レピュテーション調査」

2017年4月、IFRS財団は、外部利害関係者からIASB財団・IASBの活動がどのように評価されているかに関するレピュテーション調査を実施した。本セッションは、非公開であるため割愛する。

7 及び 8. IFRS 第 17 号「保険契約」

6月に退任したスティーヴン・クーパー前IASB理事⁵より、IFRS第17号「保険契約」の概要と主な改善点が解説された。保険契約に関する現行基準IFRS第4号は、各国基準に基づく保険契約に関する会計処理を追認しているに過ぎない。一方、IFRS第17号は、各国IFRS採用企業に共通して適用される保険契約の包括的な会計基準である（強制適用開始日は2021年1月1日以降に始まる会計年度）。主にIFRS適用保険会社（上場企業のみ）約450社が、大きな影響を受ける。ただし、社数は限定的ながら、450社の総資産は合計13兆ドル（1,440兆円）にも及ぶ。

IFRS第17号の適用に伴う改善点として、透明性の向上と財務業績計算書（損益計算書）の有用性の向上が強調された。前者については、保険負債の測定に最新の仮定が適用されること、より適切な割引率の適用、保険契約に係わるオプション性、保証のより適切な反映などにより、透明性が向上すると考えられる。また、後者については、収益認識に関して、他の会計基準との一貫性が高まる上に、本業の保険サービスから生じる利益と財務活動から生じる利益が明確に区分されて表示されるため、保険会社の業績内容がより把握しやすくなるなどのメリットが強調された。

45回にも及ぶ投資家とのアウトリーチでは、上記メリットへの支持がある一方、経営者の判断や会計処理上のオプションについての懸念が表明された。クーパー氏によれば、「こうした投資家の懸念は当然ではあるが、IFRS第17号に基づく開示により、経営者の判断やオプションが比較可能性に与える影響を、投資家が適切に評価できるようになる。」とのことであった。

クーパー前理事の解説に続いて、IASBスタッフより、IFRS第17号の導入に向けたIASBのサポート体制に関する報告があった。IASBは利用可能なあらゆる手段を用いて、IFRS第17号の導入をサポートしていく予定であると報告された。具体的なツールとして、結論の背景、設例、ウェブ上の導入サポート・ページ、ウェビナー、移行リソース・グループ（Transition Resource Group、以下TRG）が挙げられた⁶。

⁵ クーパー氏は、IASBの理事として、保険契約プロジェクトに深く関わっていたが6月末に退任している。

⁶ こうしたIASBの対応は2016年10月のAC会議のアドバイスに基づくものである。

特に導入にあたって実務上の問題点を議論する TRG は、教育目的の公開フォーラムであり、その議論の内容はウェブ上で閲覧可能とする。また、あらゆる利害関係者が TRG で議論すべき内容を提案でき、TRG メンバーのみに限定されないこと、TRG の設置はあくまでも教育目的であり、基準、解釈指針のような強制力を持つものではないことが強調された。

AC 委員からは、「IFRS 第 17 号で影響を受けるのは、保険専門の会社ばかりではない。保険商品を販売する銀行など、保険業以外の作成者にも配慮が必要である。」「TRG は 2018 年に 4 回開催されるとのことだが、複雑な IFRS 第 17 号導入に係わる実務的論点を全て洗い出せるのか。スケジュールに柔軟性を持たせるべきではないか。」などの意見が示された。

Ⅲ. まとめ

今回の IFRS-AC 会議での最重要議題の一つは、「会計・企業報告へのテクノロジーの影響」であった。本セッションでは活発な議論が行われたものの、基本的にブレイクアウトセッションであり、議論が拡散しがちであった。しかし、テクノロジーに関して重大な変化が起こりつつあり、それにどう対応するかという問題意識に関しては、AC 委員に共有されていた。このテーマに関して、IFRS-AC 会議において引き続き議論していくべきというコンセンサスであった。

また、「より良いコミュニケーション」、「保険契約」等のセッションでは、過去の IFRS-AC 会議でなされた提言が、IASB や IFRS 財団の活動に活かされていることが確認できた。IASB や IFRS 財団が IFRS-AC 会議の提言を真摯に受け止めていることが改めて示され、IFRS-AC 会議の副議長として歓迎すべきことと受け止めたい。

今回から IFRS-AC 会議のフォーマットが見直され、新フォーマットで進められた。従来は各グループ・リーダーが分科会の報告をしてきたが、今回から各グループ・リーダーによるパネル・ディスカッション形式となった。また、従来は 2 日目の朝に開かれていた特定の利害関係者による会合は、2 日目の本会議終了後に開催されることになった。この会合の利害関係者は従来、投資家グループと新興国グループの 2 つであったが、教育・リサーチグループが新設された。こうした見直しにより、より活発な議論が行われるようになった。

なお、今年から AC 会議の開催サイクルは従来の年 3 回から年 2 回の開催に変更された。今回の IFRS-AC 会議は 2018 年 2 月 27 日、28 日の予定である。

以 上